専門学校愛心国際ビジネスカレッジ　学則

第1章　総則

（目的）
第 1 条　本校は、今日のグローバル社会において、国際的なビジネス世界で多様に活躍して社会に貢献できる知識の習得を目指す学生のための教育、または、そのために大学・大学院に進学してさらに高度な知識の習得を目指す学生のための教育を行うことを目的とする。

（名称）
第 2 条　本校は、専門学校愛心国際ビジネスカレッジという。

（位置）

第 3 条　本校の位置を福岡県福岡市博多区堅粕三丁目 13 番 21 号に置く。

（自己点検・評価）
第 4 条　教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章　課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日等

（課程、学科、修業年限、定員及び在籍年限）
第 5 条　教育課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	学科定員	備考
商業実務 専門課程	国際 ビジネス科	昼間部	2 年	320 名	午前/午後
商業実務 専門課程	流通貿易 マネジメント科	昼間部	2 年	160 名	午前/午後
商業実務 専門課程	観光科	昼間部	2 年	110 名	午前/午後
文化・教養 専門課程	進学科	昼間部	1 年	40 名	午前/午後

2　在学年限は、修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。但し、外国籍学生は修業年限を超えることはできない。

（始業と終業）
第 6 条　始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。
(1)　第 1 部　　9 時　5 分から 12 時 20 分まで
(2)　第 2 部　　13 時 20 分から 16 時 35 分まで
2　校長は、授業時数確保や時間割の事情により、これを変更することができる。

（学年、学期）
第 7 条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
2　学年を分けて、次の２期制とする。
(1)　前期　4 月　1 日から 9 月 24 日まで
(2)　後期　9 月 25 日から 3 月 31 日まで

3　学校長は、特に必要があると認めるときは、前項各号の期間について変更することができる。

（休業日）
第8条　本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。
(1)　土曜日と日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律に規定する日
(3)　夏季休業　　8月7日から8月25日まで
(4)　冬季休業　12月18日から1月5日まで
(5)　春季休業　　3月18日から3月29日まで
(6)　開校記念日　4月1日
2　教育上、必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
3　天災地変その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章　教育課程、授業時数、単位及び履修方法等

（教育課程、授業時間数及び単位数）
第9条　本校の教育課程、授業時間数及び授業単位数は、別表1－1から1－4に定める。
2　前項に定める授業時間数の1単位時間は、45分とする。

（授業の方法）
第10条　授業は、講義、演習、実習又はこれらの併用により行うものとする。
2　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3　前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時間数のうち4分の1を超えないものとする。

（同時受講）
第11条　学校長が教育上有益と認めるときは、学年又は学科を異にする学生を合わせて授業を行なうことができる。

（単位計算方法）
第12条　単位計算方法は、次の通りとする。
(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
(2)　実習については、30時間から42時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業科目評価及び単位修得認定）
第13条　単位修得の認定は、講義、実習等の当該科目の成績評価に基づいて行う。
2　授業科目の成績評価及び単位認定の取り扱いについては、別に定める。

第4章　入学、休学、退学

（入学資格）
第14条　本校の入学資格は次のとおりとする。

(1)　高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
(3)　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者
(6)　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(7)　修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者

（入学時期）
第 15 条　本校の入学時期は、4 月 1 日とする。

（出願）
第 16 条　本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書及び所定の書類に必要事項を記入し、別表 2 に定める入学選考料を添えて願い出なければならない。
なお、提出の時期、方法、提出すべき書類については別に定める。

（選考方法）
第 17 条　入学者の選考方法は、提出された書類確認、筆記試験及び面接でもって行なう。

（入学手続、入学許可及び入学許可の取消）
第 18 条　前条の選考に基づき合格となった者は、所定の期日までに、別表 3 に定める内の入学金、1 年次前期授業料、施設維持費及び教材費を納付しなければならない。
2　学校長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。
3　学校長は、第 30 条第 1 項に定める納付が無い場合は、前項の規定に係わらず、入学許可を取り消す。

（休学）
第 19 条　学生が病気その他やむを得ない理由により 1 月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

（退学）
第 20 条　学生が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

第 5 章　卒業、進級及び称号

（進級）
第 21 条　学校長は別に定める要件に基づき、当該学年の課程を修了した者又は次項に該当する者を進級させるものとする。
2　修得できなかった科目（以下「未修了科目」という）がある者は、未修了科目の再履修願を提出し、校長が承認した場合、進級を許可することができる。
3　再履修願を提出した者は、原則として次年度に再履修し、受験資格を満たしたのち次年度の学生と同じ試験を受けることができる。卒業予定学年においては、校長が認める範囲内で年度内に再履修できる。

4　前二項に関わらず、留学生においては再履修を認めない。

（卒業）
第 22 条　第 5 条に定める本校所定の全課程を修了し、所定の単位を修得したと認められるときは、学校長は卒業証書を交付して卒業を認定する。
2　卒業の認定に関する規定は別に定める。

（称号）
第 23 条　前条の認定を受けた者には、修了した次の専門課程学科に基づき、専門士の称号を付与する。
専門士　商業実務専門課程　国際ビジネス科
専門士　商業実務専門課程　流通貿易マネジメント科
専門士　商業実務専門課程　観光科

第 6 章　賞罰

（表彰）
第 24 条　学生として表彰に値する業績や行為があるときは、理事会又は教職員会議の議を経て、学校長が表彰することができる。

（懲戒）
第 25 条　学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、理事会又は教職員会議の議を経て、訓告、停学又は退学のいずれかを命じることができる。
(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる
(2)　学力劣等で成業の見込がないと認められる者
(3)　正当の理由がなく、一定の期間を欠席した者
(4)　学校の秩序を乱し、又は学生規則に違反その他学生としての本分に反した者
2　前項の他、学校長は教育上必要と認められるときは、学生を懲戒することがある。懲戒は訓告、停学又は退学とする。

（除籍）
第 26 条　学校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。
(1)　死亡届のあった者
(2)　所在が不明となった者
(3)　学生納付金等を期日までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
(4)　第 5 条第 2 項に定める在学年限を経過した者
(5)　第 19 条に定める休学期間を経過した者
(6)　第 33 条第 1 項に定める納付の無かった者

第 7 章　教職員組織、教職員会議

（教職員組織）
第 27 条　本校に次の教職員組織を置く。
(1)　学校長　　1 名
(2)　経営企画室長　　1 名
(3)　教務主任　　1 名
(4)　教員　　11 名以上（内基幹教員 11 名以上）
(5)　総務職　　1 名

(6)　事務職　　3名以上
2　前項の他、必要な教職員を置くことができる
3　学校長は、校務を司り、所属教職員を監督する。
4　経営企画室長は、学校長を補佐し、校務の実務を司り、円滑な学校運営を管理する。
5　教務主任は、教育全般の実務を司り、教育の質を維持し、円滑な授業運営及びクラス運営を管理する。
6　教職員について必要な事項は別に定める。

（教職員会議）
第28条　本校に教職員会議を置く。
2　教職員会議は、必要に応じて学校長が招集し、会議について必要な事項は別に定める。

第8章　学生納付金、滞納、返還、減免

（学生納付金）
第29条　本校の学生納付金は、別表3のとおりとする。

（学生納付金の納付）
第30条　学生が在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
2　特別の事由がある場合、別に定めるところにより、学校長は授業料の全部又は一部を減免することができる。

（学生納付金の滞納）
第31条　学生が正当な理由なく学生納付金を滞納し、かつ所定の手続きを行わず、その後においても納付する見込みがないと思われる場合には、学校長は当該学生に対して除籍することができる。

（学生納付金の返還）
第32条　すでに納付された学生納付金は、原則として返還しない。
2　前項に係らず入学金につき、所定の期日までに入学の辞退を書面にて申し出た場合は返還に応じる。

（退学、停学、除籍の場合の授業料）
第33条　退学をする者、退学を命じられた者は、在籍学年末までの授業料を納付しなければならない。
2　停学を命じられた者は、停学期間中の授業料も納付する。
3　除籍となった者は、在籍学年末までの授業料を納付しなければならない。

（減免）
第34条　特別の事由がある場合、別に定めるところにより、学生納付金の一部を減免する場合がある。

第9章　保健、衛生及び厚生

（健康診断）
第35条　学校保健安全法第30条において準用する第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

2　学校長は、本校の実施する健康診断を受診しない学生に対して、学生の責任によって外部検査機関での健康診断を命じ、健康診断書の提出を求めることができる。
3　学校長が必要と認める時は、本校学生に対して臨時の健康診断を行うことができる。

（学生寮）
第 36 条　本校は、学生の利便を勘案し、学生寮を設置することができる。その場合の運用に関する規則は、学校長が別に定める。

第 10 章　雑則

（雑則）
第 37 条　この学則に定めのない事項については、学校長が別に定める。
2　この学則の施行において必要な細則は、学校長が別に定める。

附則

1　この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1　この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1　この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

表 1-1　第 3 章　第 9 条（教育課程、授業時間数及び単位数）関係
国際ビジネス科

科目名	必選の別	授業方法	時間		単位		
			1 年生	2 年生	1 年生	2 年生	1 単位時間数
国際ビジネスリテラシー	必須	講義	84		4		21
ICT スキル Ⅰ	必須	演習	84		4		21
アカウンティング Ⅰ	必須	講義	84		4		21
マーケティング	必須	講義	84		4		21
日本語能力検定 Ⅰ TOEIC Ⅰ	選択	講義	252		12		21
日本語コミュニケーション Ⅰ ビジネス英会話 Ⅰ	選択	講義	252		12		21
1 年次合計			840		40		
キャリアデザイン	必須	講義		84		4	21
ICT スキルⅡ	必須	講義		84		4	21
プレゼンテーション	必須	演習		84		4	21
国際法務	必須	講義		84		4	21
国際金融論	必須	講義		84		4	21
アカウンティングⅡ	必須	講義		84		4	21
にほん学※	必須	講義		21		1	21
日本語能力検定Ⅲ TOEICⅡ	選択	講義		168		8	21
日本語コミュニケーションⅢ ビジネス英会話Ⅱ	選択	講義		168		8	21
2 年次合計				861		41	
総合計			840	861	40	41	
			1,701		81		

※　「にほん学」の授業は、集中型で実施されます。

別表 1-2　第 3 章　第 9 条（教育課程、授業時間数及び単位数）関係
流通貿易マネジメント科

科目名	必選の別	授業方法	時間		単位		
			1 年生	2 年生	1 年生	2 年生	1 単位時間数
ビジネスキャリア	必須	講義	84		4		21
ICT スキル Ⅰ	必須	演習	84		4		21
マーケティング	必須	講義	84		4		21
流通概論	必須	講義	84		4		21
経営戦略論	必須	講義	84		4		21
経営・販売管理	必須	講義	84		4		21
日本語能力検定 Ⅰ	必須	講義	252		12		21
ビジネス英会話	必須	講義	84		4		21
1 年次合計			840		40		
ICT スキルⅡ	必須	講義		84		4	21
アカウンティングⅡ	必須	演習		168		8	21
広告論	必須	講義		84		4	21
ストアオペレーション	必須	講義		84		4	21
マーチャンダイジング	必須	講義		84		4	21
貿易マーケティング	必須	講義		84		4	21
貿易実務	必須	講義		84		4	21
流通研修/インターンシップ※	必須	実習		21		1	21
日本語能力検定Ⅱ	必須	講義		168		8	21
2 年次合計				861		41	
総合計			840	861	40	41	
			1,701		81		

※　「流通研修/インターンシップ」の授業は、集中型で実施されます。

別表 1-3　第 3 章　第 9 条（教育課程、授業時間数及び単位数）関係
観光科

科目名	必選の別	授業方法	時間		単位		
			1 年生	2 年生	1 年生	2 年生	1 単位時間数
ICT スキル Ⅰ	必須	演習	84		4		21
マーケティング	必須	講義	84		4		21
観光概論	必須	講義	84		4		21
旅行宿泊関係業法・約款	必須	講義	84		4		21
観光地理 Ⅰ	必須	講義	84		4		21
旅行実務 Ⅰ	必須	講義	84		4		21
日本語能力検定 Ⅰ	必須	講義	252		12		21
ホテル観光英語	必須	講義	84		4		21
1 年次合計			840		40		
ビジネスキャリア	必須	講義		84		4	21
ICT スキルⅡ	必須	演習		84		4	21
ビジネスマナー	必須	講義		84		4	21
サービス・ホスピタリティ	必須	演習		84		4	21
インバウンド論	必須	講義		84		4	21
運賃・料金	必須	講義		84		4	21
観光地理Ⅱ	必須	講義		84		4	21
旅行実務Ⅱ	必須	講義		84		4	21
旅行宿泊研修/インターンシップ※	必須	実習		21		1	21
日本語検定Ⅱ	必須	講義		168		8	21
2 年次合計				861		41	
総合計			840	861	40	41	
			1,701		81		

※　「旅行宿泊研修/インターンシップ」の授業は、集中型で実施されます。

別表 1-4　第 3 章　第 9 条（教育課程、授業時間数及び単位数）関係
進学科

科目名	必選の別	授業方法	時間		単位		
			1 年生	2 年生	1 年生	2 年生	1 単位時間数
日本語語彙	必須	演習	84		4		21
日本語文法	必須	講義	168		8		21
日本語聴解	必須	講義	84		4		21
日本語読解	必須	講義	168		8		21
日本語会話	必須	講義	84		4		21
日本語作文・小論文	必須	講義	84		4		21
数学	必須	講義	84		4		21
総合科目	必須	講義	84		4		21
1 年次合計			840		40		

別表 2　第 4 章　第 16 条（出願）

入学選考料	20,000 円

別表 3　第 8 章　第 18 条（入学手続、入学許可）、第 29 条（学生納付金）

1 年次

学科名	入学金	授業料	施設維持費	教材費	合計
国際ビジネス科	80,000 円	460,000 円	60,000 円	40,000 円	640,000 円
流通貿易マネジメント科					
観光科					
進学科	80,000 円	500,000 円	60,000 円	40,000 円	680,000 円

2 年次

学科名	授業料	施設維持費	教材費	実習費	合計
国際ビジネス科	540,000 円	60,000 円	40,000 円	－	640,000 円
流通貿易マネジメント科					
観光科				40,000 円	680,000 円